

令和 8 年 6 月 農業委員会定例会議事録

日時	令和 8 年 6 月 1 9 日（金）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 2 6 分	
場所	さぬき市役所 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2	
	議事録署名委員の指名について	
日程第 1	諸報告	
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について	（会長提出議案第 1 ～ 1 0 号）
日程第 3	非農地証明願いについて	（会長提出議案第 1 1 ～ 1 6 号）
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について	（会長提出議案第 1 7 ～ 1 8 号）
日程第 5	農地法第 5 条に基づく申請審議について	（会長提出議案第 1 9 ～ 2 1 号）
日程第 6	農業振興地域整備計画変更の答申について	（会長提出議案第 2 2 ～ 2 5 号）
日程第 7	農用地利用集積計画の審議について	（会長提出議案第 2 6 号）
日程第 8	農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 0 条の規定に基づく契約解除について	（会長提出議案第 2 7 号）
日程第 9	農業経営改善計画の審査について	（会長提出議案第 2 8 号）
日程第 10	地域計画変更申出について	
日程第 11	その他	
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 白川良一 9 林 文夫 10 藤井 修 11 樫村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 15 長田禎二 16 細川和美 17 岩澤佳宣(会長職務代理者) 18 芳竹和政（会長）	
欠席委員	なし	
事務局	蓮井敏彦事務局長 堀口美穂副主幹 久森健司副主幹 山本泰平主査	
農林水産課	鎌野勝信課長補佐	
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員	
傍聴者	なし	

では、ご案内を申し上げました定刻が参りましたので、令和8年6月農業委員会定例会を開催致します。

会長、よろしくお願いします。

議長（会長）

改めまして、皆さん、こんにちは。

もう皆さんの任期があと1か月ですけど、続いてやってくれる人も大半おられるので、1か月ちょっと頑張っていたきたいと思います。

それから、世界情勢の中で、どうにかアメリカとイランが合意できたということで、どうにか油とかいろんな資材関係が落ち着くのでなかろうかと思うんですけど、何か油は9月いっぱいにならんだら順調に動かんという話もあるそうでございますけど、先がちょっと明るく見えたらちょっと安心かなと思っておる次第でございます。

それでは、今日の委員会を開催したいと思います。

なお、本日提案致します案件については事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願い致します。

本日の出席人数は全員の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、全員の出席ですので成立することを宣言致します。

それでは、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、1番 山下委員さん、2番 吉原委員さんをお願い致します。

では、本日の日程にそって進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より説明をお願い致します。

事務局

まず、別紙A 4の資料1から3ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、10件受理しています。

報告第1号、貸人、●●、●●●●●様、借人、●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。解約理由は貸人の都合です。

報告第2号、第3号は農地機構を介した合意解約になります。報告第2号、貸人、●●●、●●●●様、報告第3号、借人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。

報告第4号、第5号は農地機構を介した合意解約になります。報告第4号、貸人、●●●、●●●様、報告第5号、借人、●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。

報告第6号、貸人、●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、借人、●●
●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番
他5筆です。解約理由は借人の都合です。

報告第7号、第8号は農地機構を介した合意解約になります。報告第7号、貸人、●●●●●●●●、●●●●●様、報告第8号、借人、●●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番です。

●●●●●から南西へ約８００mに位置しています。譲受人は農地の南西
３００mに位置する自宅に居住しており、申請地の耕作計画としてネギを予
定しています。

●●●●●●●●●●から西へ約1.1 kmに位置しています。申請地の耕作計画として野菜を予定しています。

●●●●●●●●●●から南へ約１００mに位置しています。譲受人は農地の西に隣接する自宅に居住しており、申請地の耕作計画として野菜を予定しています。

●●●●●から南へ約400mに位置しています。申請地の耕作計画として水稲を予定しています。

●●●●●●●●●●●●●●から南西へ約1.3 km に位置しています。申請地の耕作計画として野菜を予定しています。

会長提出議案第 9 号、譲渡人、●●●、●●●様、譲受人、●●、●●●
●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他 1 筆です。台帳地目、現況地目
ともに田、地積は 2, 8 7 4 m²です。譲渡人の申請事由、相手方の要望、譲

受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は4, 981㎡、受人従事数は2人です。

続きまして、会長提出議案第10号、譲渡人、●●●●●●、●●●様、譲受人、●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目、現況地目ともに田、地積は864㎡です。譲渡人の申請事由、相手方の要望、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は4, 981㎡、受人従事数は2人です。資料は8ページになります。

●●●●●●●●から南へ約300mに位置しています。申請地の耕作計画としてイチゴを予定しています。

以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員からお願いします。

松岡浩二委員

議案第1号ですが、6月16日に農業委員、推進委員、全員で現地確認を行いました。先ほど事務局のほうから説明があったように、この農地の近くの空き家を購入してしまして、そこに移住して耕作するということですので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

続いて議案第2号ですが、この場所は山の中で、そこで●●●の方がレモンを作付するという計画を立てているようです。ここの農地以外に去年もう1か所購入されてしまして、それもレモンを作るということなので、それが実施されることを祈っています。問題ないと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林文夫委員

第3号議案、第4号議案ですけども、6月14日日曜日に現地視察を行いましたけども、第3号議案なんですけども、●●●●●●番●は、道路から大分下がっているところで、これから耕してそこにネギを植えると。大丈夫ですかね。藪みたいところで、重機も入らないので、手作業でいけるのかなというのが、現地を見た感想でございます。

次の●●●●●●番●は、畑を作るのなら畑ができますけど、駄目とは言いませんけども、頑張っていたら助かりますけども、という感じですかね。

事務局

補足説明しますと、●●●さんという方の家の隣に●●●●●●番●の農地がありまして、その農地を勝手に使っていたという経緯があります。そういう事情で農地所有者と近隣の家の方では、売買の話がつかず、今回、●●

●●さんが間に入って譲受人として対応したものであります。

もう一つの●●●●●●番●の農地は、事務局が確認した時には、農地の一部にナスやナバナを植えて、少し耕作していました。確かに委員さんおっしゃるように、重機とかは入らず、手作業でやるような農地で、今、畑は少し荒れてきている状況ですけども、ネギを栽培するという申請が出ているような状況でございます。

以上です。

大塚ノブ子委員

それでは、第5号議案のご報告を致します。私たち6月13日に現地確認を行いました。農業をやめられるという●●さんと、またこれから規模を拡大したいという●●さんと、ちょうどよい話でないかと私たち大賛成しました。よろしくお願い致します。

議長（会長）

続いて、●●地区、お願い致します。

十川隆行委員

第6号議案ですけども、●●さんの家の横に1畝あったんですが、それを買うということです。別に問題ないと思います。

7号議案も、別に問題ないと思います。今もきちんと管理しています。

8号議案も同じくきちんと管理はできておりますので、よろしいと思います。

以上です。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員からお願い致します。

戸田修治委員

9号議案、10号議案ともに●●●●の南でイチゴを作っている方で、特に問題ないかと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第1号から第10号につきましてお諮りします。議案第1号から第10号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第10号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第11号から第16号までを議題とし、一括上程致します。

事務局

今回の非農地証明案件は6件です。対象農地は6筆で、合計面積は1, 748 m²です。

会長提出議案第11号、申請人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目、山林で、地積は213㎡です。申請理由は、令和5年12月に相続により取得したが、前所有者が高齢であったことや耕作不便な農地であったことから、昭和63年頃から適正に管理できず、山林化したためです。資料は9ページから10ページをご覧ください。●●●●●●●●●●から北へ約1.4kmに位置しております。

会長提出議案第 12 号、申請人、●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目、山林で、地積は 313 m²です。申請理由は、平成 27 年頃以降、賃借人不在により他人が無断で通行・駐車のため草刈りをしている申請地の南側の一部を除き、大部分が山林化したためです。資料は 11 ページから 12 ページをご覧ください。●●●●●●●●から西へ約 200 m に位置しております。

会長提出議案第13号、申請人、●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目、原野で、地積は198㎡です。申請理由は、前所有者が高齢に伴い畑の維持管理が難しくなり、平成15年頃から耕作放棄地となり原野化したためです。資料は13ページから14ページをご覧ください。●●●●●●から南西へ約800mに位置しております。

会長提出議案第14号、申請人、●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目、山林で、地積は429㎡です。申請理由は、農機具、機械が入らず、平成5年頃から耕作放棄し山林化したためです。資料は15ページから16ページをご覧ください。●●●●●●●●から北へ約800mに位置しております。

会長提出議案第15号、申請人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目、山林で、地積は581㎡です。申請理由は、平成2年頃から前所有者が高齢に伴い農地の管理が難しくなり、耕作放棄となり山林化したためです。資料は17ページから18ページをご覧ください。●●●●●●●から北東へ約900mに位置しております。

会長提出議案第16号、申請人、●●、●●●●●様、申請地、●●●●●
●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目、山林で、地積は14㎡です。
申請理由は、昭和52年頃から前所有者が高齢となり、耕作不便農地であっ
たことから耕作できなくなり、山林化したためです。資料は19ページから

	20ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から南西へ約2.1kmに位置しております。 以上となります。
議長（会長）	事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。 ●●地区代表委員から報告をお願いします。
山下加代子委員	第11号議案です。12日に現地確認に行ってきました。写真のとおりで、中へ入ろうと思うけど入れないぐらい木が生い茂っていましたので、よろしいんでないかと思います。よろしくお願いします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
松岡浩二委員	第12号議案ですが、事務局のほうで説明があったように、これ山林というか竹林で、ほとんどはもう田んぼの中にできている本当に竹林が大部分のところですよ。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
林文夫委員	これも先ほどの件と続いている用地なんですけども、相当原野化しておりましたので、止むを得ないと思います。
大塚ノブ子委員	第14号議案についてご報告致します。私たち6月13日に現地確認を行いました。先ほど事務局の説明がありましたとおり、雑木が生えて山林化しておりましたので、私たちもこれを認めることにすることにしました。 第15号につきまして、これも同じ日、6月13日に現地確認を行いました。これも竹と大きな雑木に覆われて、すっかり山林化しておりましたので、私たち山林と認めることにしました。よろしくお願い致します。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
戸田修治委員	16号議案について、私たち14日の日に全員で見に行きまして、●●●の裏側の斜面で、申請が前回のときに残ったみたいで、太陽光に全部替わっています。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号から第16号について質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第１１号から第１６号につきましてお諮りします。議案第１１号から第１６号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第１１号から第１６号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第４ 農地法第４条に基づく申請審議について、会長提出議案第１７号から第１８号までを議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 今月の４条の案件は２件ございまして、面積にして６５８㎡、２筆です。議案書５ページからでございます。

会長提出議案第１７号についてご説明します。申請人、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目、宅地、地積３５７㎡。転用目的、宅地拡張。工事着完予定年月日、昭和６４年１月１日から平成１３年１２月３１日。農地区分、第２種農地。無断転用是正の申請案件です。資料は２１から２２ページで、位置図を２１ページに掲載しています。

申請地は●●●●●の南約５００ｍに位置しております。申請地は平成元年頃に住宅を建築した際に住居の一部が越境しており、また、平成１３年頃に納屋・物置等を増築したことにより宅地を拡張し、転用許可を受けずに造成していたものであり、このたび無断転用を解消するため転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第１８号についてご説明します。申請人、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目、宅地、地積３０１㎡。転用目的、宅地拡張。工事着完予定年月日、昭和５９年３月１８日から昭和６０年３月３０日。農地区分、第２種農地。無断転用是正の申請案件です。資料は２３から２４ページで、位置図を２３ページに掲載しています。

申請地は●●●●●の北東約１．３kmに位置しております。申請地は昭和５９年頃に隣接する宅地から居宅及び物置が増築されており、また、進入路及び駐車場、農機具置場として利用するため転用許可を受けずに造成していたものであり、無断転用を解消するため転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。 ●●地区代表委員から報告をお願いします。
林文夫委員	同じく日曜日に見てまいりました。止むを得ないということを認めたいと思います。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
戸田修治委員	●●の●●●の湖畔です。これはもう随分前から宅地と一緒に物置みたいなのができていまして、しょうがないかなという話になりました。よろしくお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第17号から第18号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第17号から第18号についてお諮りします。議案第17号から第18号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第17号から第18号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第19号から第21号までを議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局、説明をお願いします。
事務局	今月の5条の案件は3件ございまして、面積にして1,027㎡、5筆です。議案書6ページからでございます。 会長提出議案第19号についてご説明します。譲渡人、●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積50㎡。転用目的、貸駐車場用地。工事着完予定年月日、許可後から令和8年12月31日。権利、所有権移転売買、農地区分、第3種農地、用途区分、準工業地域。資料は25から27ページで、位置図を25ページに掲載しています。 申請地は●●●●●の東約450mに位置しております。譲受人は●●●●●で●●●●●●●●●●を経営しており、その法人の事業地の駐車スペースが手狭

となっており、申請地に新たな従業員及び来客者用の駐車スペースを設置したく、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第20号についてご説明します。譲渡人、●●●●●様、持分10分の9、●●●●●様、持分10分の1、譲受人、●●●●●様。申請地、●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積498㎡。転用目的、分家住宅。工事着完予定年月日、令和8年8月1日から令和9年1月31日。権利、使用貸借権設定、農地区分、第3種農地、用途区分、第2種住居地域。資料は28から30ページで、位置図を28ページに掲載しています。

申請地は●●●●●の南約500mに位置しております。譲受人は現在、借家に住んでおり、子どもが3人となったため現在の借家では手狭となっており、新しく自己住宅の建築を計画しておりました。そこで、申請地は南側に実家があることで両親からの育児の援助が受けやすく、また、今後、農業を手伝う上でも利便性が高いことから転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第21号についてご説明します。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積479㎡。転用目的、分家住宅。工事着完予定年月日、令和8年7月20日から令和9年7月19日。権利、使用貸借権設定、農地区分、第2種農地。昨年10月に農振除外の審議をした申請案件です。資料は31から32ページで、位置図を31ページに掲載しています。

申請地は●●●●●の北約850mに位置しております。譲受人は現在、県外の借家に住んでおり、このたび香川県に戻ってくるに当たり自宅が必要となりました。申請地は実家から近く、将来、農地を相続し営農を行うのに都合が良く、また、子どもの育児や将来的に両親の介護を行う上でも立地条件がよいことから転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区代表委員から報告をお願いします。

林文夫委員 議案第19号ですけれども、●●●●●沿いの不整形地が駐車場になるということで便利で綺麗になると思います。
続きまして、議案第20号は分家住宅なので結構だと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から説明をお願いします。

戸田修治委員	議案第21号について、ここは●●●●の西側で、息子さんが戻ってくるので分家住宅ということだと思います。別段問題ないかと思いますので、よろしくをお願いします。
--------	---

議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第１９号から第２１号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
--------	---

全委員	「質疑なし」との声あり。
-----	--------------

議長（会長） それでは、第１９号から第２１号につきましてお諮りします。議案第１９号から第２１号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案第１９号から第２１号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。
--------	--

続きまして、日程第6 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第22号から第25号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局	今回の農業振興地域整備計画変更の答申についてご説明いたします。議案書7ページをお開きください。
-----	---

今回は農用地区域からの除外が3件で、対象農地は10筆、面積が7,181㎡です。また、農地から農業用施設への用途区分の変更が1件で、対象農地は2筆、面積が1,055㎡です。

それでは、まず、農用地区域から除外する個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第22号、譲渡人、●、●●●●、相続人、●●●●様、●、●●●●様、●、●●●●様、●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他5筆、面積6,207㎡です。除外後の用途は工場用地です。2種類の機械の加工組立工場をそれぞれ1棟ずつ、合計2棟建てる予定です。申請地の位置でございますが、資料33ページをご覧ください。●●●●●●●●から南東約300mに位置しております。

会長提出議案第23号、譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番●、面積1,328㎡のうち457㎡です。除外後の用途は樹木等商品育成・展示場用地です。申請地の位置でございますが、資料36ページをご覧ください。●●●●●から西約1kmに位置しております。

会長提出議案第24号、譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●、

●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他2筆、面積517㎡です。除外後の用途は事業所の敷地拡張です。申請地の位置でございますが、資料38ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から南東約800mに位置しております。

続いて、農地から農業用施設への用途区分の変更をする個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第25号、譲渡人、●●●、●●●●●●様、譲受人、●●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆、面積1,055㎡です。除外後の用途は農業用施設です。申請地の位置でございますが、資料41ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●●●●から南約300mに位置しております。

説明は以上となります。

議長（会長） 事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区代表委員からお願いします。

大塚ノブ子委員 議案第22号についてご報告致します。私たち6月13日に現地確認を行いました。田んぼ6枚、6,207㎡と大変広いんですけども、これも時代の流れで仕方のないことだろうと判断しました。よろしくお願い致します。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 議案第23号、●●●の出張所のような展示場に使うということで、無断転用の是正だと思います。

それから議案第24号、これは●●にある●●●●●●●●●●●●●●●●のところで、既存の事務所の横に駐車場ができるということで、別段問題ないかと思っています。

それから議案第25号については、●●●●●の南のイチゴのハウスの東側の農地を従業員駐車場に使うということで、別段問題ないかと思っていますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第22号から第25号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第22号から第25号につきましてお諮りします。議案第22号から第25号について異議ありませんか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第２２号から第２５号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、日程第７ 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第２６号を議題とし、上程致します。なお、今月の議案で、議案書の整理番号１５番から２１番が●●委員の除斥対象議案となりますので、後で別審議と致します。 では、事務局から説明を求めます。
事務局	会長提出議案第２６号についてご説明いたします。議案書９ページから１３ページをご覧ください。 農地の貸し借りについて、委員さん案件を除いた７４件についてご説明いたします。 貸付先は、個人６５件、法人９件となっております。設定する権利の種類は、使用貸借権６２件、賃借権１２件で、賃借権１２件の内訳は、１，０００円が３件、３，０００円が８件、６，７５７円が１件となります。期間は、５年が４件、６年が６件、１０年が６４件となっております。 利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物となっております。地域計画の区域については、●●地区４件、●●地区１件、●●地区７件、●●地区６件、●●地区１件、●●地区４件、●●地区９件、●●地区１件、●●地区４０件、●●地区１件となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本議案につきましては件数が多く、時間もかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等がある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案書の整理番号１５番から２１番を除く議案第２６号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案書の整理番号第１５番から２１番を除く議案第２６号について原案のとおり認めることと致します。 続きまして、●●委員の関係議案である議案書の整理番号１５番から２１番の審議に入ります。 それでは、●●委員の退席を求めます。

それでは、事務局から報告をお願いします。

会長提出議案第２６号についての委員さんの案件は７件で、権利の種類は、使用貸借権が７件となります。期間は１０年が７件となっております。利用内容については、水稲、麦、露地野菜となっております。地域計画の区域は●●地区７件となっております。

以上です。

説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

「質疑なし」との声あり。

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」との声あり。

では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員の再入場を認めます。

続きまして、日程第 8 農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定に基づく契約解除について、会長提出議案第 27 号を議題とし、上程致します。

では、事務局より説明を求めます。

会長提出議案第２７号についてご説明いたします。議案書１４ページをご覧ください。

これは農地機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づいた契約解除について県知事へ承認申請するに当たり、市農業委員会へ意見聴取があったものです。

整理番号1は、貸人、●●●、●●●●様、借人、●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他2筆です。

整理番号 2 は、貸人、●●●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●、●●●●
●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他 2
筆です。

いずれの農地も使用貸借により受け手が耕作を行っていましたが、受け手から耕作が難しいとの理由で令和 7 年 7 月 10 日に合意解約となりました。その後、新たな担い手の探索を行っていましたが、当該農地は未貸付けの状

	態で1年が経過したため、契約解除を行うものです。 以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。 日程第9 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第28号を議題とし、上程致します。 では、事務局からの説明を求めます。
事務局	農業経営改善計画認定申請書のご確認をよろしくお願いします。 申請者は●●●●さんです。住所はさぬき市●●●●●●●●番地●、生年月日は昭和●●年●月●●日で、年齢は●●歳です。 ①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（1）営農類型としましては、露地野菜になります。 ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としましては、（1）生産について、水稻の作付面積の現状は60a、生産量2,880kgで、5年後は作付面積を110a、生産量を5,280kgに増やします。 次に、青ネギの作付面積の現状は40a、4,800kgで、5年後も作付面積40a、生産量4,800kgです。 次に、オクラの作付面積の現状は30a、生産量6,900kgで、5年後は作付面積40a、生産量9,200kgに増やします。 次に、ブロッコリーの作付面積の現状は190a、生産量15,960kgで、5年後は作付面積300a、生産量25,200kgに増やします。 次に、ナバナの作付面積の現状は40a、生産量1,600kgで、5年後も作付面積40a、生産量1,600kgです。 （3）農用地及び農業生産施設については、ア）の農用地で、所有地の現状、田は2.3aで、5年後までに変更はありません。 次に、借入地の現状、田は256.9aで、5年後までに300aに増やします。 次に、その他、特定作業受託として、水稻、現状34aで、5年後までに変更はありません。 イ）の農業生産施設については、現状、倉庫1棟の15㎡ですが、5年後までに変更はありません。 今後の取組としまして、農地機構等を通じて条件のよい農地を借入し、規

模拡大を行います。また、水稻やブロッコリーの規模拡大により、農業所得の向上を目指します。現状の年間所得５８５万円のところ、５年後８００万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願い致します。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。

本議案については、●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等ありましたら報告をお願いします。

●●地区代表委員、お願いします。

山下加代子委員

この間、偶然に会ったんです。お母さんがちょっと手伝っていたけど、体調崩されて、今、奥さんと２人でしているので、大丈夫？と聞いたら、今年はちょっと人を雇わないといけないという話をされていました。体を壊さないように頑張りまいよと言いました。よろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第２８号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第２８号についてお諮りします。

異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第２８号について原案のとおり承認致します。

続いて、日程第１０ 地域計画変更申出について、農業経営基盤促進法に基づき農業委員会等への意見聴取を実施することとなっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

地域計画変更申出についてご説明させていただきます。

今月の地域計画の変更申出は７件です。

それでは、個別にご説明します。参考となる資料は一覧表の次のページから１ページずつつけておりますので、適宜ご参照のほどよろしくお願いします。

申出番号１は資料１ページをご覧ください。申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●番、地積１，９３２㎡。転用目的、宿泊施設用地。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

申出番号２、資料２ページをご覧ください。申請人、●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番●他１筆、地積３１３㎡。転用目的、ゲートボール場の貸駐車場用地。無断転用是正の案件で、申請地と土地利用計画

は記載のとおりとなっております。

申出番号3、資料3ページをご覧ください。申請人、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、地積659㎡のうち260㎡。転用目的、宅地拡張。無断転用是正の案件で、申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

申出番号4から申出番号7は農振個別除外、議案第22号から第24号及び農振用途区分変更、議案第25号でご説明させていただいた内容になりますので、割愛させていただきます。

以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終了致しました。日程第10 地域計画変更申出について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、日程第10 地域計画変更申出についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、日程第10 地域計画変更申出について原案のとおり認めることと致します。

続いて、日程第11 その他です。事務局から何かありましたら報告をお願いします。

事務局 次回の定例会は、7月10日金曜日1時半から、ここで行います。現委員さんで最終の定例会となりますので、よろしくお願いします。

また、7月22日水曜日1時半から、改選後の新たな委員さん、継続する委員さんにつきまして、任命式を行います。

次の週の7月29日水曜日1時半から、推進委員さんの任命式を行う予定にしておりますので、よろしくお願い致します。

事務局からは以上です。

議長（会長） 農地集積専門員から何かありましたら、ご報告をお願いします。

農地機構 ございません。

議長（会長） 以上をもちまして、令和8年6月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。

（ 2時26分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

・地域計画変更申出について

賛成委員・・・・・・17名　　反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　1 番

署名委員　　2 番